伊 勢 崎 市

高齢者介護支援
ボランティアの手引き

伊　　勢　　崎　　市

伊勢崎市社会福祉協議会

楽しく！

介護支援ボランティア活動を続けるために！

☆施設との約束は必ず守り、自分の行動に責任を持ちましょう！

☆活動中に知ったことや相手のプライバシーは絶対に守りましょう！

☆相手を尊敬し、相手の立場に立った態度を心がけましょう！

☆ルールを守り、施設や相手の負担となる行為は避けましょう！

☆無理せず、気負わず、自然体で、楽しく活動しましょう！

介護支援ボランティアとは！

介護施設でのボランティア活動を通じて、高齢者の方の地域貢献や社会活動を奨励するとともに、自らの介護予防を推進し、より健康で生きがいのある生活を目指す事業です。

伊勢崎市が事業の主体となり、委託を受けた伊勢崎市社会福祉協議会が事務局として具体的な事務を行います。

この事業では、伊勢崎市が指定する施設で介護支援のボランティア活動を行うと、１時間につき１ポイント（１日最大で２ポイント）が与えられ、１年間の合計で 50 ポイントまでを翌年度に交付金に交換することが出来ます。

この介護支援ボランティア活動ができる方は、市内にお住まいの 65 歳以上の健康な方で、男女は問いませんが、介護保険法第 19 条による要介護認定、又は要支援認定を受けている方は除きます。

介護支援ボランティア活動の流れ

１．登録と基本研修の申込をしてください

☆申込の場所は、**伊勢崎市社会福祉協議会　ボランティア・市民活動センター（社会福祉会館１階）**です。

☆申込の際は、**介護保険証**を必ず持参してください。

２．基本研修（２時間程度）を受けて下さい

☆この研修を受講すると、介護支援ボランティアの活動が出来ます。

☆研修会当日、**介護支援ボランティア手帳**を交付します。

（市外転出や、要介護認定又は要支援認定を受けた時は、手帳を返還して下さい。）

３．活動を希望する施設を選んで下さい

☆対象となる施設と活動内容は**別冊**のとおりです。交通手段や活動内容などを検討し、自分に合った施設を選んでください。複数の施設も可能です。

☆活動を希望する施設を選んだら、自分でその施設へ直接連絡を取り、活動の日時や内容等について施設の職員と詳しく打ち合わせを行ってください。

（※活動に慣れてきた場合においても、事前の予定を組んでから施設にうかがうようにしてください。）

【介護支援ボランティアの活動】

①レクリエーション等の指導、参加支援
②お茶だし、食堂内の配膳及び片付け等の補助
③喫茶等の運営補助
④散歩、外出、館内移動の補助
⑤行事の手伝い（模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露等）
⑥傾聴、話し相手、囲碁将棋等の相手
⑦施設内の環境整備（館内美化、植栽の手入れ等）
⑧趣味活動の指導（書道、絵画、絵手紙、折り紙等）
⑨その他施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動（洗濯物の整理、裁縫、シーツ交換など）

【介護支援ボランティア事業の対象にならない活動】

★伊勢崎市が指定した施設以外でのボランティア活動
★施設から報酬や謝礼が支払われる活動
★主に自分の親族に対して行う活動
★施設の主催事業でない活動（施設を使用して活動する他の団体への参加）
★施設の職員が業務として行うべき行為（身体介護など利用者への直接的な行為）

４．施設で介護支援ボランティア活動をして下さい

☆活動を行う時は必ず**名札**を着用するとともに、事前に介護支援ボランティア**手帳**を提示し、職員の指示に従って下さい。
☆活動が終わったら再び介護支援ボランティア手帳を提示し、確認のスタンプを職員に押印してもらって下さい。
☆スタンプは１時間の活動について１個押印されます。介護支援ボランティア活動に時間の制限はありませんが、スタンプは１日２個までとなります。
☆都合により活動が出来ない場合には、必ず施設に連絡してください。
☆介護支援ボランティア手帳を紛失した場合は、再交付申請書を提出すれば再発行されますが、それまで活動した分のスタンプは押印されません。
☆体調管理には十分注意し、決して無理をしないでください。特に新型コロナ、インフルエンザ等の感染症に罹患した場合には、完全に回復するまで活動は控えて下さい。

５．手帳のポイントの確認を受けてください

☆翌年度４月になったら、手帳のポイントの確認を受けてください。

場所：伊勢崎市社会福祉協議会　ボランティア・市民活動センター

（郵送は出来ませんので、直接来所してください）

☆スタンプは、１個で１ポイントに換算されます。

☆ポイント記載面のコピーをとり、手帳はお返しします。

☆手帳はスタンプがいっぱいになるまで使用できますが、新しく介護支援ボランティア手帳を希望する場合は、交付申請書をボランティア・市民活動センターに提出して下さい（市外への転出や介護認定等の異動がない場合は、その場で交付します）。

６．ポイントは、申請により交付金に交換することが出来ます（任意）

☆交付金への交換を希望する場合は、ポイントの確認時に申請書をお渡ししますので、必要事項を記入し、提出してください。

☆その際、振込先金融機関を記入しますので**本人の通帳・認印**をお持ちください。

☆認印は記入した書類に訂正がある場合に必要です。金融機関届け出印でなくて結構です。

☆ポイントは 10 ポイント単位で、最大 50 ポイントまで交付金に交換出来ます。

ポイント数	交付金
１０～１９	1,000 円
２０～２９	2,000 円
３０～３９	3,000 円
４０～４９	4,000 円
５０ポイント以上	5,000 円

※9 ポイント以下は、交付金への交換は出来ません

☆介護支援ボランティア活動を開始した日から、その日が属する年度の３月 31 日までのポイントが交付金交換の対象になります。

☆交付金への交換の申請は、翌年度の３月 31 日までに行ってください。

☆ポイントを他の人に譲ったり、翌年度へ繰越したりすることは出来ません。

☆交付金は、交換が決定された翌月以降に指定の口座に振り込まれます。

☆介護保険料に滞納がある場合は、交付金への交換ができません。

活動中にケガをしたり、事故にあったりした時は！

皆さんに安心して介護支援ボランティア活動を行っていただくため、ボランティア活動保険に加入します。保険料は伊勢崎市社会福祉協議会が負担します。

この保険には、活動中に発生した事故を対象として、人や施設に対する賠償責任保険と、自分自身に対する傷害保険が含まれています。ただし、故意に起こした事故やケガは対象になりません。

【賠償責任保険】

（1）施設や相手の所有する器物を壊してしまったとき
（2）相手にケガをさせてしまったとき
（3）相手に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったとき

【傷害保険】

（1）活動中にケガをしたとき
（2）自宅から施設までの往復の途中でケガをしたとき（交通事故を含みますが、自動車による対人・対物の損害賠償は対象になりません）

【保険の内容を詳しく知りたい場合や、事故にあったりケガをした場合】

連絡先：伊勢崎市社会福祉協議会　ボランティア・市民活動センター
電話２７－５９７４　まで

活動にあたっての注意点

1.　入所者への接し方

・相手のペースに合わせて接しましょう
・聴き上手になりましょう
・話は簡潔に、わかりやすい言葉で伝えましょう
・一人の人物として対等な立場で接しましょう

※活動する中で、入所者の方の姿勢を直してあげる等、相手の方の体に触れることや介助につながるような場面がありましたら、一度職員の方に声をかけて対応してください。

2.　認知症の人への接し方

基本姿勢

１驚かせない　２急がせない　３自尊心を傷つけない

具体的な対応のポイント

・まずは見守る
・余裕を持って対応する
・声をかけるときは１人で
・後から声をかけない
・相手に目線を合わせてやさしい口調で
・おだやかに、はっきりした話かたで
・相手の言葉に耳を傾けてゆっくり対応する

【認知症の特徴】

・新しいことを記憶できない、忘れる
・状況をつかむ力の低下
・理解や判断力の低下
・不安に感じやすい

3.　体の調子に注意しましょう

・咳や熱、下痢症状のあるとき
・新型コロナ、インフルエンザなど感染症の流行時
・体調不良の時は、無理をしない

～日頃から手洗い･うがいを心がけましょう～

＜ メ モ ＞

伊勢崎市高齢者介護支援ボランティア事業事務局

社会福祉法人　伊勢崎市社会福祉協議会
ボランティア・市民活動センター

住所　伊勢崎市上泉町 151 番地
電話　０２７０－２７－５９７４
FAX　０２７０－２７－５９７５
Mail　volunteer@ise-shakyo.or.jp